

I 登別市障がい者福祉計画策定の趣旨

1 趣 旨

市は、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、昭和57年に障がい者施策に関する初の長期計画である「障害者に関する長期行動計画」、平成3年に「障害者のまちづくり指針」、平成11年に障がい者施策を総合的に取り組むための「障害者福祉計画」を策定（平成18年に計画見直し）し、障がい者施策の基本的考え方である「障がいのある人もない人もお互いを尊重しあえる社会づくり」の普及や障がい者の社会参加への支援などを進めてまいりました。

この間、平成12年4月の少子高齢社会の進展に対応する介護保険制度や、平成15年10月の障がい者の自立した在宅支援を目指した支援費制度の導入、また、平成18年度には、これまで障がいごとに個々の法律により提供されていた障がい者支援がひとつの制度に統合された障害者自立支援法の施行、更に平成25年4月からは、制度の谷間のない支援や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を進めるため、これまでの障害者自立支援法に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。

しかしながら、障がいの早期発見、療育、教育、就労訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など個々の障がい者の自立を支援する取り組みや、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人々が地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、地域住民が参加し、共に支える地域福祉の仕組みづくりなど、多くの課題があることから、この課題の解消に向けた取り組みが求められております。

このような社会情勢の変化を踏まえ、当市における障がい者施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「登別市障がい者福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国・北海道の動向

国は、「障害者基本計画」（平成15年度～24年度）において「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、計画期間である10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方針を定めました。

この間、障害者基本法の改正をはじめ、各種障がい者制度改革が進められてきたところですが、平成25年度から開始される新たな障害者基本計画は、これまでの計画期間から引き続く課題へ対応するため、障害者政策委員会の意見を踏まえた内容で策定されます。

北海道では、平成15年に策定した「北海道障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の考え方を基本としながら、平成25年度に「第2期北海道障がい者基本計画」（平成25年度～平成34年度）を策定し、これまでの障がい者施策の変遷や、国が進めている「障害者の権利に関する条約」の締結などに向けた制度改革の動き、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の推進状況などを踏まえ、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図ることとしております。